

一般社団法人日本肘関節学会

委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本肘関節学会の定款（以下「定款」という）第11章委員会などに基づき、委員会に関する組織・運営などについて定めることを目的とする。

(種 別)

第2条 委員会の種別は次のとおりとする。

- 2 常置委員会：会務執行のための常設のものとして設置されるもの
- 3 特別委員会：会務執行上特別の事案などに対処するために時限的に設置されるもの

(設 置)

第3条 常置委員会の設置・改廃は、理事長または理事3名以上の設置目的などを明記した提案により、理事会の議を経て決定する。

2 特別委員会の設置は、理事長または理事の設置目的・期間などを明記した提案により、理事会の議を経て決定する。ただし理事長は設置期間であっても目的を達成したものについては理事会の議を経て廃止することができる。

- 3 常置委員会を以下の委員会とする。

編集委員会

会則等検討委員会

広報渉外委員会

学術委員会

機能評価委員会

ガイドライン策定委員会

国際委員会

財務・あり方委員会

グローバル戦略委員会

社会保険等委員会

(委員会の構成と資格要件)

第4条 委員会の委員は、原則として評議員の中から理事会で選出し、理事長が委嘱する。委員長は委員の互選によって決定する。

2 各委員会には1名以上の理事を含むこととする。各委員会に所属する理事のうち1名を担当理事とし、委員会と理事会の情報伝達や調整の役割を負う。担当理事は理事会で選出し委嘱する。委員長は担当理事が兼務することができる。

3 委員会には委員長の指名により副委員長を置くことができる。委員会には担当理事および委員会の依頼により理事会の議を経て、若干名のアドバイザーを置くことができる。

- 4 委員長は原則として別の委員会の委員長を兼任することはできない。

5 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし連続6年を超えることはできない。しかし委員が任期中または任期終了後に継続して委員長に就任することは認めることとし、その場合、委員長就任後の任期を6年までとする。

6 アドバイザーの任期は原則1期2年までとするが、必要あれば再任を妨げない。

7 委員の交代に当たり、各委員会委員長は交代委員数ないしそれに若干名を加えた委員候補者を選び、そのリストを担当理事を経て理事長に提出する。

8 理事長は新委員の選任に当たり、前項の委員候補者リストを参考とし、広く総意を求めるため、職務、地域等に留意し、原則として、2つ以上の委員会委員を兼任しないように選定して委嘱する。

9 新委員の決定までは、旧委員が活動を行う。

(職 務)

第5条 委員会は、理事会から諮問された事項について、迅速かつ専門的に審議し、その結果を理事会に答申しなければならない。

2 委員会開催の都度、各委員会委員長はその議事録をできるだけ速やかに理事長に提出する。

3 各種委員会委員長は総会開催の40日前までに、委員会年次報告書および次年度予算案を理事長に提出する。

(議 決)

第6条 委員会は、所属委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の多数を必要とする。

(補 則)

第7条 この規程に定めがなく、実施上補足を要する事項は、その都度理事会の定めるところによる。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

(附 則)

この規程制定時に活動中の委員会（委員など含む）はこの規程により設置されたものとする。

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この改訂規程は、令和6年3月1日より施行する。

3 この改訂規程は、令和8年3月14日より施行する。